福島県浜通り地方看護体制強化支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、避難地域等医療復興計画に定める事業(以下「事業」という。)を実施するため、別表に定める事業者(以下「補助事業者」という。)に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額等)

- 第2条 補助金は、補助事業者が別表に掲げる事業を実施する場合に、当該事業に要する経費について、補助事業者に対して交付するものとし、その額は、別表に定める補助基準額と補助対象経費(当該事業に要する経費から他の補助金等の収入を除いた額)の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を対象として、予算の範囲内において知事が定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 事業の補助対象期間は、申請する日の属する年度の4月1日からとする。

(申請書の様式等)

- 第3条 規則第4条第1項の申請書は、福島県浜通り地方看護体制強化支援事業補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。
- 2 規則第4条第2項第2号に規定するその他別に定める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書(第2号様式)
 - (2) 収支予算書(第3号様式)
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は1部とする。
- 4 県は、補助金等の交付の決定をした場合は、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

- 第4条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、 当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消 費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る 消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をい う。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時におい て当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限 りではない。
- 2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に 係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方 消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助対象経 費の総額の2割以内の減額変更とする。

(変更の承認の申請)

第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合は、福島県浜通り地方看護体制強化支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理 した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概

算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、福島県浜通り地方 看護体制強化支援事業補助金概算払請求書(第5号様式)にその他知事が必要と認 める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県浜通り地方看護体制強化支援事業完了報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。 (実績報告)

- 第10条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県浜通り地方看護体制強化支援事業実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合にあっては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合にあっては、当該年度の翌年度の4月15日)のいずれか早い日までに行わなければならない。
 - (1) 事業実績書(第8号様式)
 - (2) 収支精算書(第9号様式)
 - (3) 領収書又は支払いを証する書類(写)
 - (4) その他知事が必要と認める書類

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第11条 補助事業者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第4条第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を、福島県浜通り地方看護体制強化支援事業仕入れに係る消費税相当額報告書(第10号様式)により速やかに知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付の請求)

第12条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業を完了した場合は、第10条の実績報告書に併せて、福島県浜通り地方看護体制強化支援事業補助金交付請求書(第11号様式)を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第13条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。
- 2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格の 単価が50万円(補助事業者が地方公共団体以外の者である場合は30万円)以上の機 械、器具、その他の備品とする。
- 3 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良な る管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的 運用を図らなければならない。
- 4 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書(第12号様式)を知事に提出しなければならない。承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(会計帳簿等の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年10月10日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成26年7月23日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成26年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成28年1月27日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成27年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成29年8月23日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成29年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成30年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年6月23日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和5年9月29日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。

事業名	事業者	補助対象経費	補助基準額	補助率
ふるさと	及び双葉 郡にある 病院(休	(旅費、役務費、使用料及び賃借料等) [※2]	・県内から 299千円/人 ・県外から 393千円/人	10/10 以内
	止中を除 く) 〔※1〕	2 住居経費支援 看護職員へ支給する住居確保のための 手当(礼金、契約手数料、家賃、共益費 等)及び不動産業者へ支払う経費(礼金、 契約手数料、家賃、共益費等) 〔※3〕	750千円/人	
		3 有料職業紹介事業者利用 有料職業紹介事業者を利用して雇用し た看護職員に要する紹介手数料〔※4〕	949千円/人	
		4 給与格差補填 県外から赴任した看護職員へ支給する 給与格差補填のための手当〔※5〕	856千円/人	
		5 一時金支給 看護職員へ支給する一時金(慰労金)	133千円/人	
		6 看護学生修学支援 看護学生へ貸与又は支給する修学資金	・保健師、助産師、 看護師養成課程 (国公立) 468千円/人 ・保健師、助産師、 看護師養成課程 (民間立) 672千円/人 ・准看護師養成課程 (国公立) 228千円/人 ・准看護師養成課程 (民間立) 384千円/人	
		7 看護学生生活費支援 看護学生へ支給する生活費(家賃等)	600千円/人	
		8 就職相談会等支援 就職相談会やフェア等に参加する ために必要な参加料、出展料等	300千円/回	

9 医療機関啓発支援 看護職員確保のため、医療機関への就 業啓発活動に要する経費	年額1,000千円
10 病院見学等受入支援 病院見学、インターンシップ、職場体 験等を受け入れるために必要な経費	年額300千円

- ※1 病院とは医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に定めるものをいう。
- ※2 事業実施年度に新規に雇用した看護職員であって、就業に当たって住所又は居所の移 転を伴う者に係る経費に限る。
- ※3 平成25年4月1日以降に新規に雇用した看護職員であって、就業に当たって住所又は 居所の移転を伴う者に係る経費に限る。
- ※4 事業実施年度に新規に雇用した看護職員に係る経費に限る。
- ※5 平成25年4月1日以降に新規に雇用した看護職員であって、就業に当たって住所又は 居所の県外からの移転を伴う者に係る経費に限る。ただし、青森県、岩手県、秋田県、 山形県、新潟県、鳥取県、島根県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県及び沖縄県からの移転は含まないものとする。